

## 業務（５）委託仕様書

### 第 1 章 総 則

#### 第 1 条（適用）

本仕様書は箕面市（以下「発注者」という）が発注する「箕面市GISシステム保守業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

#### 第 2 条（目的）

本業務は、「箕面市GISサーバー及びソフトウェア更新業務委託」にて更新する統合型GIS、上下水道管路管理システム、道路台帳管理システム、公有財産台帳管理システムの円滑な運用を維持し、関連業務の処理効率の維持・向上や、関連市民サービス等の安定・正確な提供を目的とする。

#### 第 3 条（準拠法令等）

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令に基づいて行うものとし、本仕様書に定めなき事項については、受託者（以下「受注者」という。）は、発注者とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

- （１） 地方自治法
- （２） 地方財政法
- （３） 箕面市財務規則
- （４） 箕面市個人情報保護条例
- （５） その他関係法令、例規、規程等

#### 第 4 条（一括委託又は一括下請けの禁止）

受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負してはならない。ただし、発注者が認めた場合は、この限りではない。

#### 第 5 条（保守時間帯）

システムの保守サポートを行う時間は、月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 30 分とする。（ただし、祝日及び 12 月 29 日から 1 月 4 日までを除く）。

## 第2章 統合型GISシステム保守業務

### 第6条 (保守対象)

統合型GISシステム保守業務の対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 統合型GISシステム 同時接続30ライセンス

### 第7条 (業務の概要)

業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) システム障害発生時対応作業
- (2) 定期訪問保守対応作業
- (3) 日常業務運用サポート
- (4) データ更新作業
- (5) バックアップサービス
- (6) 操作説明

### 第8条 (システム障害発生時対応作業)

システムにおいて生じた、何らかの障害によってシステム又はシステムで使用されるデータが悪影響を受けたとき、正常状態への復帰支援又は一時的回避策を講じる。

### 第9条 (定期訪問保守対応作業)

システム障害を未然に防ぐため、システムの設置場所に赴き、ディスクの空き容量やシステム負荷状態などを調査する。調査については、毎年行うものとする。

### 第10条 (日常業務運用サポート)

システムの運用上生ずる質問や疑問点などについての問い合わせは、受注者へ電話、又はメールで連絡するものとし、回答についても、電話又はメールを用いて対応するものとする。

### 第11条 (データ更新作業)

最新のデジタルマッピング (DM) データ、航空写真等、レイヤの差し替えが必要なものについて、データの設定作業を実施する。なお、原則として汎用的なデータ形式で提供する場合に対応すること。

### 第12条 (バックアップサービス)

システム障害時に、速やかに復旧することを目的として、定期的 (四半期毎) にシステムやデータを退避、保管する。

### 第13条（操作説明）

操作説明会を毎年行うものとする。回数は年1回を最低限度とし、詳細については発注者及び受注者協議のものとする。

## 第3章 上下水道管路管理システム保守業務

### 第14条（保守対象）

上下水道管路管理システム保守業務の対象は、次に掲げるものとする。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 下水道管路管理システム  | 1 ライセンス |
| (2) 3次元情報閲覧ビューワ  | 2 ライセンス |
| (3) 上水道管路管理システム  | 1 ライセンス |
| (4) 上下水道窓口閲覧システム | 2 ライセンス |
- (水道工務室1ライセンス、下水道室1ライセンス)

### 第15条（業務の概要）

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) システム障害発生時対応作業
- (2) 日常業務運用サポート
- (3) データ更新作業
- (4) バックアップサービス
- (5) 操作説明

### 第16条（システム障害発生時対応作業）

システムにおいて生じた、何らかの障害によってシステム又はシステムで使用されるデータが悪影響を受けたとき、正常状態への復帰支援又は一時的回避策を講じる。

### 第17条（日常業務運用サポート）

システムの運用上生ずる質問や疑問点などについての問い合わせは、受注者へ電話又はメールで連絡するものとし、回答についても、電話又はメールを用いて対応するものとする。

### 第18条（データ更新作業）

最新のデジタルマッピング（DM）データ、航空写真等、レイヤの差し替えが必要なものについて、データの設定作業を実施する。なお、原則として汎用的なデータ形式で提供す

る場合に対応すること。

#### **第19条（バックアップサービス）**

システム障害時に、速やかに復旧することを目的として、定期的（四半期毎）にシステムやデータを退避、保管する。

#### **第20条（操作説明）**

発注者より要望があった際、操作説明会を実施するものとする。日程及び回数については、発注者及び受注者協議のものとする。

### **第4章 道路台帳管理システム保守業務**

#### **第21条（保守対象）**

道路台帳管理システム保守業務の対象は、次に掲げるものとする。

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 道路台帳管理システム  | 1 ライセンス |
| (2) 3次元情報閲覧ビューワ | 1 ライセンス |

#### **第22条（業務の概要）**

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) システム障害発生時対応作業
- (2) 日常業務運用サポート
- (3) データ更新作業
- (4) バックアップサービス
- (5) 操作説明会

#### **第23条（システム障害発生時対応作業）**

システムにおいて生じた、何らかの障害によってシステム又はシステムで使用されるデータが悪影響を受けたとき、正常状態への復帰支援又は一時的回避策を講じる。

#### **第24条（日常業務運用サポート）**

システムの運用上生ずる質問や疑問点などについての問い合わせは、受注者へ電話又はメールで連絡するものとし、回答についても、電話又はメールを用いて対応するものとする。

#### **第25条（データ更新作業）**

最新のデジタルマッピング（DM）データ、航空写真等、レイヤの差し替えが必要なものについて、データの設定作業を実施する。なお、原則として汎用的なデータ形式で提供する場合に対応すること。

#### **第26条（バックアップサービス）**

システム障害時に、速やかに復旧することを目的として、定期的（四半期毎）にシステムやデータを退避、保管する。

#### **第27条（操作説明）**

発注者より要望があった際、操作説明会を実施するものとする。日程及び回数については、発注者及び受注者協議のものとする。

### **第5章 公有財産台帳管理システム保守業務**

#### **第28条（保守対象）**

保守業務の対象は、次に掲げるものとする。

- （1）公有財産台帳管理システム 同時接続5ライセンス

#### **第29条（業務の概要）**

本業務の業務内容は、以下のとおりとする。

- （1）システム障害発生時対応作業
- （2）日常業務運用サポート
- （3）データ更新作業
- （4）バックアップサービス
- （5）操作説明

#### **第30条（システム障害発生時対応作業）**

システムにおいて生じた、何らかの障害によってシステム又はシステムで使用されるデータが悪影響を受けたとき、正常状態への復帰支援又は一時的回避策を講じる。

#### **第31条（日常業務運用サポート）**

システムの運用上生ずる質問や疑問点などについての問い合わせは、受注者へ電話、又はメールで連絡するものとし、回答についても、電話又はメールを用いて対応するものとする。

### 第32条（データ更新作業）

データ更新作業は、以下の内容を実施するものとする。

#### （1）GISデータの更新

発注者より地番図、路線価、状況類似界、標準地データ、航空写真オルソ画像データを収集し、データの確認及び更新処理を実施する。収集するデータは、個人情報保護上の問題ある内容を除外した既存システムで運用可能なデータとする。

#### （2）評価マスタデータの更新

路線価単価マスタ、状況類似界(標準地)単価マスタについて、評価マスタデータの更新を行うものとする。

#### （3）データセットアップ

借用したデータをシステムにセットアップを行うものとする。またデータセットアップ後、システムの動作確認作業を行い、不具合が発生した場合には正常に動作するよう修正作業を行うものとする。

### 第33条（バックアップサービス）

システム障害時に、速やかに復旧することを目的として、定期的（四半期毎）にシステムやデータを退避、保管する。

### 第34条（操作説明）

発注者より要望があった際、操作説明会を実施するものとする。日程及び回数については、発注者及び受注者協議のものとする。